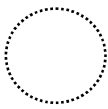


受付印



東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地
又は代替家屋に係る固定資産税の特例適用申告書

被災 住宅用地	被災代替 住宅用地	被災代替 家屋

平成 年 月 日

小美玉市長 様

（所有者） 申告者	現住所又は所在	〒		
	氏名又は名称	ふりがな	電話番号	

地方税法附則第56条第1項又は第10項又は第11項の規定（東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税の特例）の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

納税義務者	住所又は所在	申告者の住所と同じ 〒		
	氏名又は名称	被災家屋の震災当時の所有者との関係（ 本人 相続人 3親等以内の親族 その他 ）		

1. 代替資産の状況

資産区分	所在	地籍 / 床面積	地目 / 種類	取得原因	取得年月日
土地 家屋	小美玉市	m ²		売買・贈与・ 交換・その他	H 年 月 日
土地 家屋	小美玉市	m ²		売買・贈与・ 交換・その他	H 年 月 日
共有持分	代替土地（共有者： ） 代替家屋（共有者： ）				
代替家屋取得状況	新築家屋の取得 中古住宅の取得 その他（ ）				
代替資産を 取得した理由					
他市町村への 申告の有無	なし あり（平成 年 月 日申告 市区町村）				

2. 被災資産の状況

所有者	住所又は所在	申告者の住所と同じ 〒			
	氏名又は名称				
資産区分	所在	地籍 / 床面積	地目 / 種類	共有持分	
土地 家屋		m ²			
土地 家屋		m ²			
処分方法	解体（平成 年 月 日処分） 売却 その他（ ）				

- 「代替資産」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した半壊以上の判定を受けた家屋又はその敷地に代わるものとして取得した家屋又は土地をいう。
- 「被災資産」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した半壊以上の判定を受けた家屋又はその敷地をいう。
- 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

特例の内容と適用要件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した半壊以上の判定を受けた家屋（被災家屋）又はその敷地が住宅用地（被災住宅用地）である所有者が代替家屋又は被災住宅用地に代わる土地（代替用地）の取得に係る固定資産税の特例の内容と適用にあたっての要件は、次のとおりです。

1 特例対象者

- (1) 被災住宅用地又は被災家屋の所有者（被災住宅用地又は被災家屋が共有物の場合は、その持分を有する者）。
- (2) 被災住宅用地又は被災家屋の所有者に相続が発生したときの相続人等。
- (3) 土地：個人の被災住宅用地の所有者の三親等内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に当該所有者と同居する予定であると認められる者。

家屋：個人の被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族。

震災時に借家住まいで、震災後に家屋を取得した場合は、本特例の対象にはなりません。

- (4) 被災住宅用地又は被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後に存続する法人又は合併により設立された法人等。

2 被災家屋の要件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した半壊以上の判定を受けた家屋で、解体撤去又は売却等の処分をしていること。なお、ここでいう「損壊」とは、家屋が著しく損壊を受け、又は破損された状態を指し、窓ガラスや造作の部分的な破損・屋根瓦が数枚落下した等の容易に修繕できるもの、壁面の軽微なひび割れ等で震災前の用途として使用することに支障とならない程度のもので、など軽微なものは該当なりません。

また、用途などを変え、被災家屋を現に使用している場合も該当なりません。

3 被災住宅用地要件

前記2の被災家屋の敷地で平成23年度において住宅用地の特例（地方税法第349条の3の2）の適用を受けておりさらに、当該敷地に被害が生じ住宅用地として使用することができないと市長が認めるもの。

4 特例対象家屋要件

- (1) 被災家屋の代わりとして所得した家屋。

原則として被災家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるもの。

5 特例対象土地要件

原則として被災住宅用地の所有者が取得した土地で、代替土地であると市長が認めるもの。

6 取得期間

平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に取得したもの。

なお、被災家屋も上記の期間内に処分されていることが要件となります。

7 特例の内容

- (1) 代替家屋：代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、取得の翌年度から4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1に相当する税額を減額します。
- (2) 代替土地：代替土地のうち被災住宅用地の面積に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなします。
- (3) 被災住宅用地：被災住宅用地については、被災後10年間は当該土地を住宅用地とみなし、住宅用地の特例を適用します。

添付書類

- 1 家屋又は土地が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類 ➡ 『り災証明書（写）』
- 2 被災家屋又は土地の所有及び代替家屋又は土地の所有の内容等を確認できる書類 ➡ 『平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書』及び『住民票（写）』
 - (1) 被災家屋又は土地が、代替家屋又は土地の所在と同じ小美玉市内にある場合は『平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書』の提出は不要です。
 - (2) 被災家屋又は土地が、課税台帳に登録されていない場合は、特例の適用を受けることはできません。
- 3 被災家屋の処分を確認できる書類 ➡ 『解体契約書（写）』、『売買契約書（写）』等
 - (1) 小美玉市が既に処分を把握している場合は不要です。
 - (2) 被災家屋の処分が未了の場合 ➡ 『代替家屋特例に係る被災家屋の処分についての申立書』
- 4 代替家屋の詳細を明らかにする書類 ➡ 『不動産登記事項証明書（写）』又は『建築確認申請書（写）』
- 5 代替土地の詳細を明らかにする書類 ➡ 『不動産登記事項証明書（写）』
- 6 代替家屋又は土地の所有者が、被災家屋の所有者の相続人又は被災家屋の所有者と同居する3親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人であることを証する書類。
 - (1) 相続人、又は1親等内の親族の確認書類 ➡ 『戸籍謄本（写）』
 - (2) 被災家屋の所有者と同居する3親等内の親族の確認書類 ➡ 『戸籍謄本（写）』、『住民票（写）』
 - (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の確認書類 ➡ 『法人用登記事項証明書（写）』必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。
必要に応じて被災家屋の所在する市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。